

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例													
主管課	健康増進課													
根拠法令等														
<p>【改正の概要】</p> <p>レントゲン自動車の公の施設としての使用（受託検診）の廃止に伴う改正</p> <p>1 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 （設置）</p> <p>第2条 県は、公の施設を別表第1及び別表第2のとおり設置する。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目的</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県レントゲン自動車</td> <td>県民の結核健康診断業務を円滑に実施する</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>→ 削除</p> <p>2（附則による廃止） 愛媛県レントゲン自動車使用料条例の廃止</p>			名称	目的	位置	省略			愛媛県レントゲン自動車	県民の結核健康診断業務を円滑に実施する	—	省略		
名称	目的	位置												
省略														
愛媛県レントゲン自動車	県民の結核健康診断業務を円滑に実施する	—												
省略														
施行日	平成21年4月1日													
<p>【その他参考事項】</p> <p>「公の施設のあり方の見直し方針」（平成19年11月）の提言による廃止 学校検診及び定期健診は、民間検診団体等の活用が可能 レントゲン自動車の保有状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・四国中央保健所を除く各保健所に1台ずつ保有（計5台：平成元年～9年登録）</li> <li>・今治保健所に配備している1台を残し、他の4台は民間に譲渡、減額譲渡、売払又は廃棄する。</li> <li>・残された1台は、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対する健康診断の業務に使用する。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、県の義務的な使用のみ）</li> </ul> <p>レントゲン自動車の現在の使用区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校検診</td> <td>県立学校（高等学校以上）の入学年度の者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受託検診</td> <td>県立学校教職員</td> </tr> <tr> <td>県立学校教職員以外</td> </tr> <tr> <td>健康診断</td> <td>結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>今後は、健康診断のみを行う。</p> <p>↓ 公の施設としての使用</p>			区分	対象者	学校検診	県立学校（高等学校以上）の入学年度の者	受託検診	県立学校教職員	県立学校教職員以外	健康診断	結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者			
区分	対象者													
学校検診	県立学校（高等学校以上）の入学年度の者													
受託検診	県立学校教職員													
	県立学校教職員以外													
健康診断	結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者													